

世田谷区基本構想審議会第3部会（第6回） 議事要旨

【日 時】 平成24年9月3日（月） 午後6時～午後8時

【場 所】 世田谷区民会館集会室

【出席者】

■委員 大橋謙策（部会長）、森田明美（副部会長）、大森猛、上野章子、宮本恭子、
風間ゆたか、田中優子

■区 田中基本構想・政策研究担当部長、望月基本構想・政策研究担当課長、
小田桐政策企画課長、笹部政策経営部副参事

【議事概要】

1 主な意見について

(1) 資料1について

- ・障害者に関する記述が薄い。乳幼児、保護者が高齢化した30～40代の発達障害の方、高齢者の障害など、様々なライフステージを見据えた上で、障害について記載する必要がある。
- ・中高生あるいは若者への支援が薄い。また、これまで親が保護していたが高齢化に伴い面倒を見切れなくなり40代で課題が表出することも近年増えているため、若者への支援は対象年齢を広げ検討を行う必要がある。
- ・失敗してもやり直せる社会でありたい。そのため、空き屋などを活用し、課題を抱える人々や高齢者が交流をし、助け合いながら仕事を行える居場所を地域に創出できるとよい。
- ・多文化共生、コミュニティビジネス、財政に関する信託や寄付といった論点がこれまでの議論で登場したものの資料1から抜け落ちている。これまでの議事録を精査し、漏れがないか確認する必要がある。
- ・子どもでも担い手となれる場面は多くあるにもかかわらず、現状、発揮する場所がないことは大きな課題である。今度、烏山で中学校と保育園が連携し防災訓練を行うが、そうした中学生が地域の一員として活躍できる機会を増やしてゆく必要がある。
- ・中高生など大人と子どもの端境期にある年齢層への記載が全体的に弱い。他の自治体のように子どもの居場所を創出した上で管理を子どもに任せる取り組みを進めてはどうか。その際には、ただ子どもの居場所を創出するだけでなく、活動拠点として整備したほうがよい。さらに、退職後の高齢者による運営サポートや農地を活かした取り組みなど区の環境や資源を活かした事業を行うと一層面白いだろう。
- ・各部会の論議が全体的に自立・自己責任へとシフトしているように感じる。誰もが参加できることも重要であるが、誰もが安心して生きていけることも重要であり、基本理念へ追加する必要がある。
- ・「あらゆる人が、一人の人間として人間性が尊重され評価され、社会参加できる」については基本理念と将来像のどちらに入れるか精査が必要である。

- ・子どもが自分の良さをどう高めるのかといったキャリアデザイン教育が必要である。各分野のプロフェッショナルと子どものうちに接する機会があれば、発達障害などの障害者も含め、若者の就労状況も変わってゆくだろう。区には多様な分野で活躍している人材がいるため、地域ならではの取り組みとして進められるとよい。
- ・空き屋に関して「寄付を受け」と記載されているが、相続者の意向もあるため、表現は見直す必要がある。
- ・コーディネーターとして地域の人材を活用し、地域と教育連携を進め、中学生や高校生が地域の多様な人々と接点を持つ機会を創出できるとよい。
- ・日本全体として、如何に節税するか、税金を少しでも払わない方が得といった論調が強いように感じる。この点、支払える立場にいる幸せといった考え方を、教育を通じ意識付けできるとよい。
- ・社会福祉を考える上で重要な論点である生活保護の話が弱い。
- ・将来像や基本構想の文言の意味が不明瞭な箇所があるので、見直しが必要である。また、将来像の表現は 20 年後の世田谷を積極的に発信しアピールするという観点からはもっと分かりやすい表現のほうがよい。
- ・現行の基本構想はまちのイメージに関するものである。しかし、まちがどうあるかよりもまちの中で人々がどう生きたいか暮らしたいかのほうが重要であり、暮らし方や生活のイメージを中心とした表現としたほうがよい。

(2) 他部会へ発信すべき論点について

- ・車やタクシーを使えない子ども達は交通手段の選択肢が少なく、交通の利便性の影響を強く受ける。そのため、車道と歩道の分離など子ども達の交通に関する意見については第 2 部会に強く発信する必要がある。
- ・行政や地域の単位についてもっと丁寧に検討を行う必要がある。区、支所、学校区など様々な地域のレベルごとに異なるシステムがあり、その中で行政がどのような役割を果たすのかを細かく考える必要がある。
- ・区民意識調査において約 60%の人が既存の基本構想でいいと言っている。そもそも基本構想を変更するのかについて、次の基本構想審議会で論議する必要がある。

2 部会の運営について

- ・資料 1 については今回の議論を踏まえ、事務局で修正案を作成し、9 月中には各委員に送付し、確認を依頼する。なお、最後のまとめについては、部会長一任とする。
- ・資料 1 は次回の基本構想審議会に第 3 部会での検討状況を示す資料として提出する。ただし、将来像や基本方針まで精査されたものではなく、部会で出された意見を類似するものをまとめ、整理した資料という位置づけで提出する。